

## **第6章 地方再犯防止推進計画**



## 第6章 地方再犯防止推進計画

### 1 計画策定の趣旨

全国で刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の割合は、令和2年には 49.1%となり、現在と同様の統計を取り始めた昭和 47 年以降最も高くなりました。

社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等の再犯防止対策としては、就労の促進や出所後直ちに福祉サービスを受けられるよう支援体制の整備が行われており、刑務所出所者等が円滑に社会の一員として復帰できるように帰住先や就労先を確保することや、高齢、障がい等の特定の問題を克服するための支援をすることにより、罪のない人が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現につながります。

このような中、平成 28 年 12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うこと、再犯防止推進計画を勘案して 地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。

これらを踏まえ、本市においては、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく円滑に社会の一員として復帰・再出発できるよう、本章を「地方再犯防止推進計画」と位置づけ、地域福祉計画と一体的に施策を推進することとします。

### 2 計画の位置づけ等

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

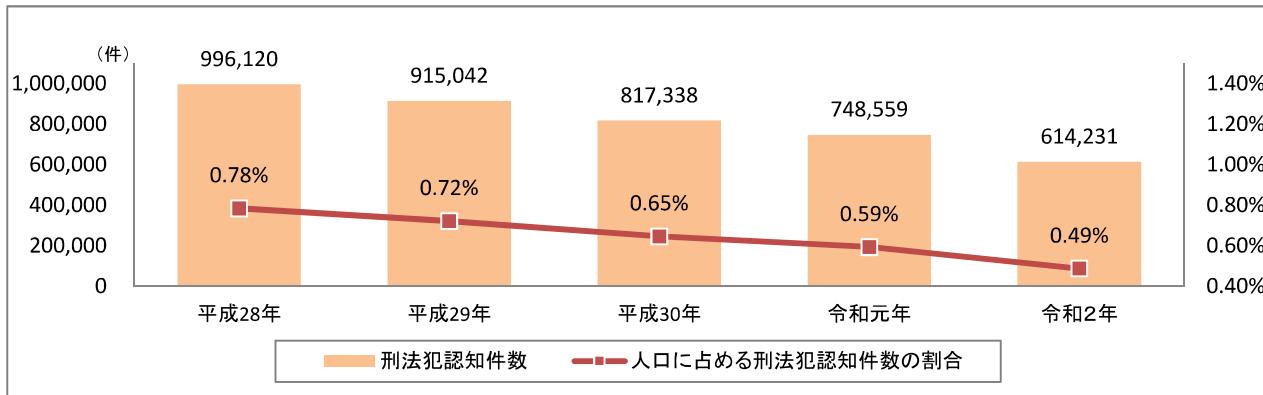
なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 4 再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者を指します。

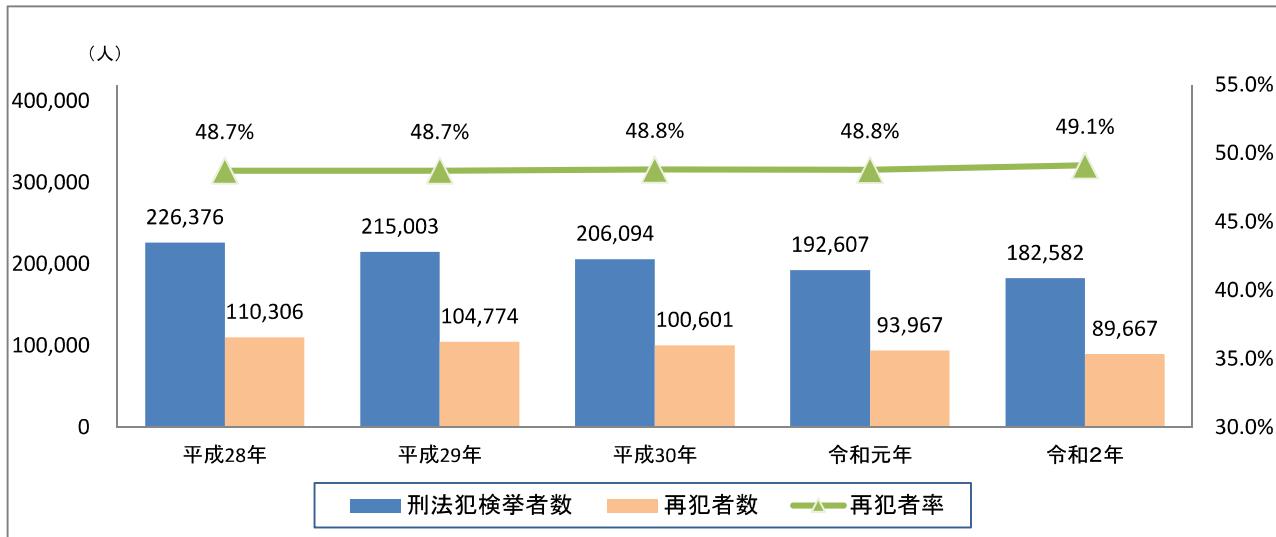
## 5 犯罪情勢等について

### (1)全国の刑法犯認知件数の推移



資料：警察白書

### (2)全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料：警察白書

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

## 6 現状と課題

全国の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、これは防犯カメラなどのセキュリティー機器の普及のほか、官民を挙げた警戒や取り締まりの強化が抑止につながっているのではないかと考えられます。

全国の刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の比率は約50%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、「再犯」の防止が重要課題となっています。再犯者は、社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所や少年院の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。

## 7 取り組みの方向性

犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

### (1) 国の取組

国においては、矯正施設(刑務所少年院等)における職業訓練等の就労支援、協力雇用主の確保に向けた企業等への働きかけ、更生保護施設や自立準備ホームによる帰住先の確保、薬物事犯者等への専門的指導プログラムの実施等の各種取組のほか、地方公共団体との連携強化のため、犯罪をした人等の支援等に必要な情報の提供や地方公共団体との協働による施策の実施等を推進することとされています。

- 特性に応じた指導及び支援等
- 就労の支援
- 非行少年等に対する支援
- 就業の機会の確保等
- 住居の確保等
- 更生保護施設に対する援助
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- 関係機関における体制の整備等
- 再犯防止関係施設の整備
- 情報の共有、検証、調査研究の推進等
- 社会内における適切な指導及び支援
- 国民の理解の増進及び表彰
- 民間の団体等に対する援助

### (2) 市として取り組む施策

これらの国の取組を踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

なお、各種支援を行うにあたっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとします。

#### ○就労の確保

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図るとともに、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

### ○住居の確保

公営住宅の募集状況などについて、広報紙やホームページなどを活用し情報提供を行います。また、生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

### ○高齢者又は障がいのある方等への支援等

犯罪をした高齢者又は障がいのある方等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

### ○再犯防止に関する啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施するほか、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

### ○国から提供される情報の活用

国から提供される、国が犯罪をした人等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報を、再犯防止のための取組に活用します。

### ○国・地方協働による施策の推進

国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという國の方針に基づき、國が実施する施策への協力に努めます。

### ○関係機関・団体との連携強化

刑事司法手続を離れた人を含むあらゆる犯罪をした人等が、地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や更生保護女性会、保護司会等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化を図っていきます。

### ○情報共有体制の整備

民生委員・児童委員を始めとした、地域における見守り支援の関係者が支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。

### ○児童生徒に対する教育の実施

児童生徒の成長段階に合わせていじめ予防や非行防止、人権、薬物乱用防止教育を実施し、関係機関の職員を外部講師として招くなど関係機関等と連携を図ります。